

## MHM Asian Legal Insights

第 62 号 (2016 年 9 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. インドネシア : 2016 年ネガティブリストに関する BKPM 説明会
2. ベトナム : 刑法の改正案～賄賂に関する改正内容～
3. インド : 株式譲渡に際してのエスクロー口座利用可能性の拡大
4. ミャンマー : 投資法最終ドラフトが公表される (速報)

今月のコラム –インドネシア・ジャカルタの弁護士事情–

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 62 号 (2016 年 9 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

### 1. インドネシア：2016 年ネガティブリストに関する BKPM 説明会

インドネシアにおける外国投資を監督する投資調整庁 (BKPM) は、2016 年 9 月 6 日に、同年 5 月 18 日から施行されている外国・内国投資が禁止又は制限されている事業分野及びその内容を定める大統領令 2016 年第 44 号に付随するネガティブリスト (「2016 年ネガティブリスト」) について、2016 年ネガティブリスト施行後、2 回目となる日本企業向けの説明会 (「BKPM 説明会」) を開催しました。

BKPM 説明会において触れられた論点のうち、特に皆様のご関心が高いと思われる点について概要をご紹介します。

#### (1) 「生産と関連のある」ディストリビューター業について

2016 年ネガティブリストにおいては、「生産と関連のない」ディストリビューター業については 67%までの外国投資が可能とされており、他方で、「生産と関連のある」ディストリビューター業については 100%までの外国投資が可能とされています。

「生産との関連性」については、2016 年ネガティブリスト上明確な定義が設けられていなかったところ、BKPM 説明会において以下のとおり解釈について言及がありました。

## MHM Asian Legal Insights

- 「生産と関連のある」ディストリビューター業に外資 100%まで門戸を開いた趣旨の一つとして、インドネシア国内への製造拠点の誘致という側面があるため、「生産との関連性」が認められるためには、前提として、インドネシア国内に製造業を営む外国投資会社（「製造 PMA 会社」）が存在することが必要である。
- 「生産と関連のある」ディストリビューター業を営む外国投資会社は、既存の製造 PMA 会社との間で資本関係に基づく関連性を有していることが必要とされる。一例として、製造 PMA 会社と共通の株主がいれば（製造 PMA 会社と兄弟会社の関係があれば）、資本関係に基づく関連性が認められる。
- また、同ディストリビューターは、製造 PMA 会社が例外的に完成品輸入を行うことのできる補完財、テストマーケティング用品、アフターセールスサービス用品について、独自に輸入ライセンス（一般輸入ライセンスである API-U）を取得の上、当該物品を輸入することが認められる。

上記最後の点については、6月30日付で公表されたBKPMの書面回答（生産と関連のあるディストリビューターは、インドネシア国内の製造 PMA 会社からの商品のみを取り扱うことを想定しているため、輸入ライセンスを取得することができないという趣旨の回答）と必ずしも整合するものではありませんが、BKPMにおいては、同書面回答記載の制約を緩和する方向で関連省庁との協議を進めているとのこと。

### (2) デパートメントストア事業について

2016年ネガティブリストにおいて、67%までの外国投資が可能となったデパートメントストア事業（400㎡から2,000㎡の販売面積を有するもの）について、デパートメントストアがどのような店舗形態を指すのかという点について説明があり、複数ブランド商品が扱われる百貨店形態だけでなく、1ブランドのみで複数商品を扱っているような店舗も含まれるとのこと（但し、いずれにせよ、モール内に入っていること、商業大臣の特別許可を取得すること等が必要となります。）。

### (3) 建設業について

2016年ネガティブリストでは、67%の外国投資（ASEAN投資家の場合は70%）が可能な建設サービスの要件として、工事金額500億ルピア超（現在の為替レートで約3億8,700万円）であることが規定されています。

他方で、公共事業・国民住宅省が別途規定している2016年公共事業・国民住宅大臣規則第3号においては、外国投資を受ける建設会社は、工事金額1,000億ルピア超（現在の為替レートで約7億7,400万円）の工事プロジェクトのみを実施することができるものとされており、外国投資を受ける建設会社において求められる最低工事金額要件について、両規定間での不整合が生じています。

## MHM Asian Legal Insights

この点について、BKPM では現在公共事業・国民住宅省との間で調整のために協議の場を持つ予定であり、2016 年ネガティブリストの最低工事金額要件（500 億ルピア）に合わせる形で公共事業・国民住宅大臣規則の改正を進める方向であるとの発言がありました。

BKPM 説明会においては、2016 年ネガティブリストについて、実務的に関心の高い事項についての解説がなされ、一定の解釈も示されましたが、関連省庁と調整中の事項もいくつか存在するようにも思われるため、個別案件の遂行に際しては、現地専門家の意見やその時の最新事情を踏まえて、検討をされることをお勧めします。

弁護士 埴 晋

☎ +65-6593-9755(シンガポール)

✉ [susumu.hanawa@mhmjapan.com](mailto:susumu.hanawa@mhmjapan.com)

弁護士 細川 怜嗣

(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8793

✉ [reiji.hosokawa@mhmjapan.com](mailto:reiji.hosokawa@mhmjapan.com)

弁護士 竹内 哲

(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8573

✉ [tetsu.takeuchi@mhmjapan.com](mailto:tetsu.takeuchi@mhmjapan.com)

弁護士 立川 聡

☎ 03-6266-8980

✉ [satoshi.tatsugawa@mhmjapan.com](mailto:satoshi.tatsugawa@mhmjapan.com)

## 2. ベトナム：刑法の改正案～賄賂に関する改正内容～

### (1) 総論

現在、ベトナムでは、刑法の改正案（「刑法改正案」）が検討されています。改正法は、当初は、2016 年 7 月 1 日より施行される予定でしたが、法令に多数の問題点が発見されたことから施行が延期されており、2017 年度を目処に施行される予定です。

改正法の施行前ではありますが、刑法改正案はいくつかの重要な変更を含んでいます。本レターでは、これらの変更のうち、賄賂に関する改正内容を紹介します。

### (2) 贈賄罪の罰則の変更

2015 年世界腐敗認識指数(CPI)によると、ベトナムの順位は世界 168 か国・地域中 112 位であり、いまだ賄賂が行われることも珍しくありません。ベトナムの現行の刑法（「現行刑法」）は、贈賄罪の罰則について以下のとおり規定しています。

## MHM Asian Legal Insights

### 【現行刑法】

賄賂の価値	罰則
200 万 VND 未満 (現在の為替レートで約 1 万円未満) ※①重大な結果を引き起こした場合又は②複数回賄賂を提供した場合を除く	なし  ※左記①又は②に該当する場合、 1 年以上 6 年以下の懲役
200 万 VND 以上 1,000 万 VND 未満 (現在の為替レートで約 1 万円以上 5 万円未満)	1 年以上 6 年以下の懲役
1,000 万 VND 以上 5,000 万 VND 未満 (現在の為替レートで約 5 万円以上 25 万円未満)	6 年以上 13 年以下の懲役
5,000 万 VND 以上 3 億 VND 未満 (現在の為替レートで約 25 万円以上 150 万円未満)	13 年以上 20 年以下の懲役
3 億 VND 以上 (現在の為替レートで約 150 万円以上)	懲役 20 年又は終身刑

これに対し、刑法改正案では以下のとおり改正される予定です。全体として法定刑の期間は短縮されており、終身刑もなくなることが予定されています。この改正の趣旨は明示的に公表されているわけではないものの、法定刑を引き下げる代わりに、実務運用上より厳格な取締りを行うのではとの見方もあります。いずれにせよ、賄賂に対する当局の対応は徐々に厳格化してきているため、法定刑の変更にかかわらず、引き続き法令遵守に努める必要があります。

### 【刑法改正案】

賄賂の価値	罰則
200 万 VND 未満 (現在の為替レートで約 1 万円未満) ※2 回以上罪を犯した場合を除く	なし  ※2 回以上罪を犯した場合、 2 年以上 7 年以下の懲役
200 万 VND 以上 1 億 VND 未満 (現在の為替レートで約 1 万円以上 50 万円未満) 又は非財産的利益	3 年以下の非拘束矯正 又は 6 月以上 3 年以下の懲役
1 億 VND 以上 5 億 VND 未満 (現在の為替レートで約 50 万円以上 250 万円未満)	2 年以上 7 年以下の懲役
5 億 VND 以上 10 億 VND 未満 (現在の為替レートで約 250 万円以上 500 万円未満)	7 年以上 12 年以下の懲役
10 億 VND 以上 (現在の為替レートで約 500 万円以上)	12 年以上 20 年以下の懲役

## MHM Asian Legal Insights

なお、刑法改正案では、200万 VND（現在の為替レートで約1万円）未満の賄賂であっても「重大な結果を引き起こした場合」は贈賄罪が成立するという現行刑法の文言が削除されましたが、代わりに「非財産的利益」の提供も贈賄の対象に該当することが規定されました。具体的に何がこの「非財産的利益」に該当するかは刑法改正案において規定されていないことから、実務上どのように運用されるかについて今後の当局の動向を注視する必要があります。

**(3) 商業賄賂に関する改正**

現行刑法を含む現行の法令では、民間での贈賄行為（いわゆる商業賄賂）を明確に禁止する規定はありません。しかしながら、刑法改正案では、「外国公務員、公共国際組織の公務員、国有以外の企業、組織に職務を有する者」も贈賄罪における賄賂の受領者として明記されたため、民間企業の職員に対する賄賂についても贈賄罪が成立する可能性があります。

この刑法改正案が施行されれば、例えば、取引先に対してキックバックを供与した従業員にも贈賄罪が成立する可能性があるため、これまで以上に、現地法人のコンプライアンス体制を厳格に構築することが必要になってくるものと思われます。

以上のとおり、刑法改正案における重要な改正点のうち、賄賂に関する改正点について取り上げましたが、上記のとおり改正刑法は施行が延期され、依然として検討中の段階であるため、今後の動向に留意が必要です。

弁護士 埴 晋

☎ +65-6593-9755（シンガポール）

✉ [susumu.hanawa@mhmjapan.com](mailto:susumu.hanawa@mhmjapan.com)

弁護士 山口 健次郎

（ホーチミン LNT & Partners 法律事務所出向中）

☎ 03-6266-8792

✉ [kenjiro.yamaguchi@mhmjapan.com](mailto:kenjiro.yamaguchi@mhmjapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 3. インド：株式譲渡に際してのエスクロー口座利用可能性の拡大

インド準備銀行（Reserve Bank of India）は、2016年5月20日、インド国外居住者による有価証券の譲渡又は発行に関する外国為替管理規制（The Foreign Exchange Management（Transfer or Issue of Security by a Person Resident outside India）Regulations, 2000）を改訂し、株式譲渡に際してエスクロー口座の利用可能性を拡大する内容の通達を公表しました。

従前、インドにおけるエスクロー口座の利用については、インド準備銀行の通達により、株式譲渡に際して買主が6ヶ月間の期間を上限にエスクロー口座を開設して入金を行い、株式譲渡の決済のために売主の口座に送金する場合や、株式譲渡の効力が生じなかった場合に買主の口座に返金する場合等に限られていました。また、インドの外資規制上、株式譲渡に際して非居住者たる買主が株式譲渡対価の一部の支払いを留保する取引については、原則として、インド準備銀行の事前承認が必要とされています。

これまでも、インドの会社を買収するに際して株式譲渡契約を締結する場合に、売主の表明保証違反等に基づく買主の損害賠償請求権を担保したり、買収対価を調整したりするために、エスクロー口座を用いたり、譲渡対価を分割払いにして後払い分から差し引いたりする処理が検討されていました。しかしながら、これらの通達及び規制に基づくインド準備銀行からの承認を得ることができるかが必ずしも確実とはいえなかったこともあり、このような方法は頻繁には採用されてこなかったというのが実情でした。

今回インド準備銀行が公表した通達により、一定の条件の下、インド準備銀行からの承認を得ずとも株式譲渡対価の後払いを目的としてエスクロー口座を利用できる例外的な場合が認められることとなりました。すなわち、今回の通達により、居住者と非居住者の間で株式譲渡が行われる場合、譲渡対価の25%を上限として、また、契約締結日から18ヶ月以内であれば、インド準備銀行の承認を得ずとも対価を後払うことが認められるようになりました。また、これらの制限を遵守する限り、株式譲渡対価の後払いを目的としてエスクロー口座を利用することも可能となりました。

今回の通達は、株式譲渡に際してエスクロー口座の利用可能性をより拡大するものと評価できようかと思われます。

弁護士 小山 洋平  
☎ 03-5220-1824  
✉ [yohei.koyama@mhmjapan.com](mailto:yohei.koyama@mhmjapan.com)

弁護士 臼井 慶宜  
☎ 06-6377-9405  
✉ [yoshinori.usui@mhmjapan.com](mailto:yoshinori.usui@mhmjapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 4. ミャンマー：投資法最終ドラフトが公表される（速報）

ミャンマーでは外国投資法と内国民投資法を一体化した「投資法」の制定が検討されています。本レター第 61 号（2016 年 8 月号）では投資法の第 6 次ドラフトの内容についてお伝えしましたが、2016 年 9 月 16 日に DICA ウェブサイトにおいて投資法最終ドラフトが公開されました（ミャンマー語のみ）。これは大統領府との協議を経たうえで確定された最終ドラフトであり、今後法案となって連邦議会で審議されることとなります。

第 6 次ドラフトからの変更点は多くありません。注目される点は、①MIC の権限から地方政府に対する権限移譲を行う旨の規定が削除されていること、②建物についても土地と同様の簡易な手続で長期利用することができる旨が規定されていること、③MIC 許可を取得した会社及び土地の長期利用又は税制上の優遇措置の適用を受けた会社の株式譲渡について MIC への通知が必要とされていること等ですが、いずれも小幅な修正にとどまります。

投資法の概要・評価については本レター第 59 号・第 61 号及び「ミャンマー法務最前線」（商事法務）をご覧くださいと思いますが、従前問題とされていた多くの事項を改善するものであり、外国投資プロセス及び規制内容の透明化・合理化が強く期待される内容です。9 月に法案が確定したことを受け、2016 年中にも投資法を制定するというスケジュールが現実味を帯びてきました。なお、弊事務所ヤンゴンオフィスの弁護士が 10 月 12 日に海外投融資情報財団と共催（後援：国際協力銀行）するセミナーに登壇し、ミャンマー投資法及び新会社法について解説を行う予定です。

（ご参考）

本レター第 59 号（2016 年 6 月号外）：

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00022457/20160622-123626.pdf>

本レター第 61 号（2016 年 8 月号）：

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00023069/20160822-042247.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

☎ +95-1-255135（ヤンゴン）

✉ [takeshi.mukawa@mhmjapan.com](mailto:takeshi.mukawa@mhmjapan.com)

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136（ヤンゴン）

✉ [atsushi.inoue@mhmjapan.com](mailto:atsushi.inoue@mhmjapan.com)

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

☎ +95-1-255137（ヤンゴン）

✉ [kana.manabe@mhmjapan.com](mailto:kana.manabe@mhmjapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラムーインドネシア・ジャカルタの弁護士事情ー

今回は、当事務所ジャカルタデスク（AKSET Law 法律事務所内）に赴任したばかりの筆者の目線から、あまり知られていないインドネシアの弁護士事情を紹介したいと思います。

私が着任して早々に驚いたことは、ジャカルタにいるインドネシア人弁護士同士の交流がとても盛んなことです。その代表的なものとして、毎年7月から9月頃にかけて行われる法律事務所対抗のスポーツイベントがあります。この期間はサッカー、テニス、フットサルといったよくありそうなものから、バドミントン、陸上競技（リレー）、ボウリングまで、文字通り週末ごとに競技を変えてありとあらゆるスポーツの対抗戦が行われます（最後にはバンド演奏会という、もはやスポーツの枠を超えた回もあります）。

1994年に始まったというこの恒例イベント。参加するのはジャカルタにオフィスを持つ16の法律事務所で、どの事務所もメンツがかかっており、試合はどれも真剣勝負そのものです。事務所でお揃いのユニフォームを準備するだけに留まらず、コーチを雇って平日夜に練習をし、本番の試合に臨むことも。

私もまだジャカルタに来て間もないですが、勤務開始直後の週末にパートナー弁護士から「Can you join?」というメールが届き、20代の弁護士たちに混ざって（猛暑の中）いい汗を流しました。現地弁護士との仲を深めるのに、言葉の要らないスポーツはもってこいです。



インドネシアでは比較的若くして弁護士になることができ平均年齢が若いことも、このようなスポーツイベントが盛んなことと関係しているのかもしれませんが。そして試合会場には多くのメンバーが恋人や家族、友人を気軽に連れてきて、試合後にはみんな揃ってワイワイガヤガヤ食事に行く、そんな雰囲気良さが事務所全体の連帯感も生み出しているように感じました。

まだまだこれから新たな発見・驚きに出会えるであろうインドネシア・ジャカルタ、また興味深いトピックを探していきたいと思います。 （弁護士 細川 怜嗣）

## MHM Asian Legal Insights

### セミナー情報

- セミナー 『アジア労働法カレッジインド編―“インドの労働法制と労務管理のポイント”』  
開催日時 2016年10月12日(水) 14:00~17:00  
開催場所 東京  
講師 小山 洋平  
主催 一般社団法人経団連事業サービス
  
- セミナー 『ミャンマー法務セミナー：新投資法と新会社法に関する最新動向～投資実務への影響』  
開催日時 2016年10月12日(水) 14:00~16:00  
開催場所 東京  
講師 武川 丈士、井上 淳  
主催 森・濱田松本法律事務所、一般財団法人海外投融資情報財団  
株式会社国際協力銀行(後援)

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com